通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第２条第５項の規定に基づき、第二種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
945	*O*，*O*―ジエチル＝水素＝ホスホロジチオアート	(2)―1896
946	クロロシクロヘキサン	(3)―2252
947	シクロヘキサン―１，３―ジイルビス（メチルアミン）	(3)―2279
948	４―メチル―２，４―ジフェニルペンター１―エン	(4)―852 (4)―854
949	５，７―ジ―*tert*―ブチル―３―（３，４―ジメチルフェニル）ベンゾ［*b*］フラン―２（３*H*）―オンを主成分（80%以上）とする、５，７―ジ―*tert*―ブチル―３―ヒドロキシベンゾ［*b*］フラン―２（３*H*）―オンとo―キシレンの反応生成物	(5)―6597
950	３―［（ビニルオキシ）メチル］ヘプタン	(2)―372 (2)―575
951	２，６―ジ―*tert*―ブチル―４―エチルフェノール	(3)―540
952	２―イソブトキシナフタレン	(4)―362
953	２，２，４，４，５，５，７，７，８，８，８―ウンデカフルオロ―３，６―ジオキサオクタン酸	(2)―4060
954	２，２′―［１，４―ジヒドロアントラセン―９，10―ジイルビス（オキシメチレン）］ジオキシランを主成分（90%以上）とする、２，２′―［アントラセン―９，10―ジイルビス（オキシメチレン）］ジオキシラン、１，３―ビス｛［10―（オキシラン―２―イルメトキシ）―１，４―ジヒドロアントラセン―９―イル］オキシ｝プロパン―２―オール及び２，２′―［１，４―ジヒドロアントラセン―９，10―ジイルビス（オキシメチレン）］ジオキシランの混合物	(5)―6904
955	３，４―ジメトキシ―２，５―ジオキサヘキサン	(2)―4061
956	*trans*―４―ビニル―*trans*―４′―プロパン―１―イルビシクロヘキシル	(4)―1937
957	１―ヨード―４―（*trans*―４―プロパン―１―イルシクロヘキサン―１―イル）ベンゼン	(4)―1938
958	１，１，１，２，２，３，３，４，４，５，５，６，６―トリデカフルオロオクタン	(2)―4062
959	２―（３，５―ジメチル―１*H*―ピラゾール―１―カルボキサミド）エチル＝メタクリラート	(5)―6905
960	１―（{２―［２―クロロ―４―（４―クロロフェノキシ）フェニル］―４―メチル―１，３―ジオキソラン―２―イル｝メチル）―１*H*―１，２，４―トリアゾールを主成分（94%以上）とする、１―（{２―［２―クロロ―４―（４―クロロフェノキシ）フェニル］―４―メチル―１，３―ジオキソラン―２―イル｝メチル）―１*H*―１，２，４―トリアゾールと４―（{２―［２―クロロ―４―（４―クロロフェノキシ）フェニル］―４―メチル―１，３―ジオキソラン―２―イル｝メチル）―４*H*―１，２，４―トリアゾールの混合物	(5)―6906
961	２―イソシアナトエチル＝アクリラート	(2)―4063
962	３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８―トリデカフルオロオクタン―１―イル＝アクリラート	(2)―4064
963	３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８―トリデカフルオロオクタン―１―イル＝メタクリラート	(2)―4065
964	（２，２′―ビス（ヒドロキシメチル）―２，２′―［オキシビス（メチレン）］ビス（プロパン―１，３―ジオール）を主成分とする、２，２′―ビス（ヒドロキシメチル）―２，２′―{［２，２―ビス（ヒドロキシメチル）プロパン―１，３―ジイル］ビス（オキシメチレン）}ビス（プロパン―１，３―ジオール）、２，２′―ビス（ヒドロキシメチル）―２，２′―［オキシビス（メチレン）］ビス（プロパン―１，３―ジオール）及びペンタエリトリトールの混合物）のアクリル酸エステル、４―メチルシクロヘキサン―１，２―ジカルボン酸無水物及びシクロヘキサン―１，２―ジカルボン酸無水物の反応生成物	(3)―4601
965	*trans*―４―［ジフルオロ（３，４，５―トリフルオロフェノキシ）メチル］―*trans*―４′―プロパン―１―イルビシクロヘキシル	(4)―1939
966	*trans*―４―D―トリル―*trans*―４′―ビニルビシクロヘキシル	(4)―1940
967	{*N*，*N*―ジメチルシクロヘキサン―１―イルアンモニウム＝３―シクロヘキシルアミノプロパン―１―スルホン酸と［１，６―ジイソシアナトヘキサンの重合物（３量体を主とする、３量体及び５～11量体の混合物）］の付加反応生成物｝と［１，６―ジイソシアナトヘキサンの重合物（３量体を主とする、３量体及び５～11量体の混合物）］の混合物	(7)―2926
968	２，４，６―トリフェノキシ―２，４，６―トリス（４―ヒドロキシフェノキシ）―１，３，５，２λ^{5}，４λ^{5}，６λ^{5}―トリアザトリホスフィニンを主成分とする、ポリ（ｎ＝３～15）（ジクロロ―λ^{5}―ホスファゼン）、ヒドロキノン及びフェノールの反応生成物	(7)―2927
969	*N*，*N*―ジメチルイソプロピルアミン	(2)―4066
970	テトラシクロ［６．２．１．１^{3,6}．０^{2,7}］ドデカ―９―エン―４―カルボン酸	(4)―1941
971	４―フェニル―４―アザトリシクロ［５．２．１．０^{2,6}］デカ―８―エン―３，５―ジオン	(5)―6907
972	３，３，４，４，５，５，６，６，７，７，８，８，８―トリデカフルオロオクター１―エン	(2)―4067
973	２―メチルペンタン―２―イル＝ペルオキシアセタート	(2)―4068
974	５―アゾニアスピロ［４．４］ノナン＝テトラフルオロボラート	(5)―6908
975	ペンタリチウム＝７―［（２―{［５―シアノ―４―メチル―２，６―ビス（４―スルホナトアニリノ）―３―ピリジル］ジアゼニル｝―４―（２―ナフチル）―１，３―チアゾール―５―イル）ジアゼニル］ナフタレン―１，３，５―トリスルホナート	(5)―6909

○農林水産省告示第千二百十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、しょうゆの日本農林規格（平成十六年九月十三日農林水産省告示第千七百三号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　農林水産大臣　石破　茂

（「次のような」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

平成二十二年九月三十日以前に行われるしょうゆの格付については、この告示による改正前のしょうゆの日本農林規格の規定の例によることができる。

○農林水産省告示第千二百十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第二項の規定に基づき、しょうゆ品質表示基準（平成十六年九月十三日農林水産省告示第千七百四号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき、告示し、平成二十一年九月三十日から施行する。

平成二十一年八月三十一日　農林水産大臣　石破　茂

第二条の表しょうゆの項定義の欄中「砂糖類」の次に「（砂糖、糖みつ及び糖類をいう。）」を加え、同欄１中「たん白分解酵素を除く。」を「たん白質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたん白質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。」に改め、同欄２中「たん白分解酵素」を「たん白質分解酵素」に改める。

第三条中「以下同じ。」を削り、同条第二号を次のように改める。

⑵　原材料名

大豆にあっては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に記載し、アミノ酸液にあっては「アミノ酸液」と、酵素分解調味液にあっては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあっては「発酵分解調味液」と記載すること。